平成29年12月2	26日															号	外
(以上県例規集登載)	部を改正する規則 (しこと) 見いない	〇 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一正する規則	初任給調整手当に関	則の一部を改圧する規則〇 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規	人事委	(以上県例規集登載)	収に関する条例施行規則	の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴	〇 岡山県国民健康保険保険給付費等交付金	施行規則を廃止する規則	〇 岡山県国民健康保険調整交付金交付条例	規則	○ 岡山県税条例施行規則の一部を改正する	【規 則】	目次	L リ な 幸	
		JI .	"	人事委員会					"		長寿社会課		税務課		担当課(室)	[]	句
																	目次
																	担当課(室)

◎岡山県規則第四十九号

山県税条例施行規則 の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

山県税条例施行規則 (昭和二十九年岡 山県規則第六十三号) \mathcal{O} 部を次の ように改

正する。

第七条第一項に次の二号を加える。

三 自動車取得税

白 動車税

第二十一条の四の次に次の一条を加える。

(納税済印の押印)

第二十一条の四の二

知事は、

条例第九十八条第二項の規定による現金の納付

同条に規定する電子情報処理組織を使用

元して納付

場合

(条例第三条の二の規定により

された場合を除く。) は、 条例第九十七条の規定による申告書又は修正申告書に納税

済印を押印するものとする。

第二十一条の五の表七の項中 「条例第九十八条第二項」 を「第二十一

改める。

附則

この規則は、平成三十年二月五日から施行する。

◎岡山県規則第五十号

.山県国民健康保険調整交付金交付条例施行規則を廃止する規則を次のように定め

る。

平成二十九年十二月二十六

岡山県知事

原木

太

山県国民健康保険調整交付金交付条例施行規則を廃止する規則

岡山県国民健康保険調整交付金交付条例施行規則 (平成十七年岡山県規則第百三十五

)は、廃止する。

附皿

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第五十一

る条例施行規則を次 国民 康保 険保 険給付費等交付金の 0 定め 交付及び 康保険事業費納付

平成二十九年十二月二十六日

 E山県知事
 伊原木
 隆
 太

民健 康保 険保険給付費等交付金の 交付及び国民健康保険事業費納 付

| 政に関する条例施行規則

(趣旨)

十 五 一条 交付及び法第七十 (交付金の交付) 国民健康保険事業費納付 以 下 条の二第 項 の 五条の七第一 必要な事項は、 決 国民健康保険保険給付費等交付金 昭 金の徴収 和三十三年法律第百九十二号。 に定めるも 項 国民健康保険事業費納付金 に関する条例 山県国民健康保険保険給付費等交付金の交付 \mathcal{O} ほ か、 (平成二十九年岡 この規則 (以 下 以下 \mathcal{O} 「交付金」 定めるところによ 。 以 下 法」 山県条例第五

第二条 民健康保険の国庫負担金等の 算定政令」とい て別に定めるところにより算定した額を交付する。 条例第二条第 第六条第一 算定に関する政令 項の 項の普通交付金とし 規定に (昭和三十四年政令第四 市町 村に て、 対 次に · 掲 げ 予算の 合算

- する額 院時 当該給付に係る一 当該市町村の当該年度における被保険者に係る療養の 生活療養費、 高額療養費及び 保険外併用療養費、 部負担金に相当する額を控除 高額 介護合算療養費の支給に要し 療養費、 訪問 した額並 た費用 びに入院時食事療養費 給付に要した費用 0 特別療養費、 0 一額に 相当
- 当該市町 健康保険事業に要する費用の 村 当該年度にお ける 国民 額 (前号に掲げる額を除く。) 健康保険に関する特別会計 お 負担
- ろにより 条例第二条第二項 交付する。 别 交付 規定に て、 同条第六項各号に 掲 げ 予算の る額 \mathcal{O} 範囲 合算額を 内で、 別 算定政 に定め
- 3 二条第三項 の規定によ ŋ 、算定する額 は 掲げ 項 に \sim 11 て が

定める基準によりそれぞれ算定した額の合算額とする。

該市町村に

おけ

る療養の給付等に要する費用

(法第七十条第一

項に規定する療

- 給付等に要する費用をいう。) の適正化のための事業の 実施状況
- 定による国民健 当該市町村に 康保険税を含む。) 地 方税法 \mathcal{O} 賦課及び徴収 (昭和二十五年法律第二百二十六号) \mathcal{O}
- 三 当該市町村に おける被保険者の 健康の 保持増進の ため の事業の実施
- える特別な事情とし 前三号に掲げるも 知 \mathcal{O} ほ が特に認めるも 当該市町村に お ける国民健康保険 の財 政に影響を与

(納付金の額の通知)

第三条 条例第三条の規定による通 知 は、 当該納 付金を徴収 する年度の 前年度 0

十一日までに行うものとする。

(区域内市町村群におい て共同し て負担する著し く高 額な 医療に 係る給付に 要する費

用の額の算定)

第四条 条例第五条第二項 \hat{O} 萴 で定 める額は、 四百二十万 円とす

うものとする。 該規則で定める額を超えるも 条例第五条第二項の 規定に 6る規則 の二百万円を超える部分の で定める額を超えるも 額を合算することにより \mathcal{O} つい 7 \mathcal{O} 算定は、

(その他)

第五条 この 規則に定めるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 交付金の 交付 及 び 収

項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

別表第六の

◎岡山県人事委員会規則第二十一号

昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県人事委員会委員長

昇給等の基準に関する規則 昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三

の 部を次のように改正する。

別表第六の 公安職給料表昇格時号給対応表の表中

*//	04
教育職給	 を 「
料 表	77
昇	78
哈 時 早	78
表一昇格時号給対応表中	79
応	79
中	80
62	80
	81
62	82
62	83
62	<u> </u>
62	に 24
63	改 め る。
63) (2)

	67		
	68		
_	- を		
	_	Г	
	61		
	62		
	62		
	62		
	62		
	62		
	62		
	63		
	CO		ľ

64	- を
64	~
65	61
65	62
65	62
65	62
65	62
66	62
66	62
66	63

	-	7
	61	
	62	
	62	
	62	
	62	
	62	
	62	
	63	
		l

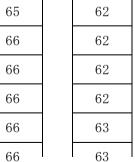
61	
62	
62	
62	
62	
62	
62	
63	

62	
62	
62	
62	
62	
62	
63	

62	
62	
62	
63	

02	
62	
63	
63	

65	
65	
66	
66	
66	
66	



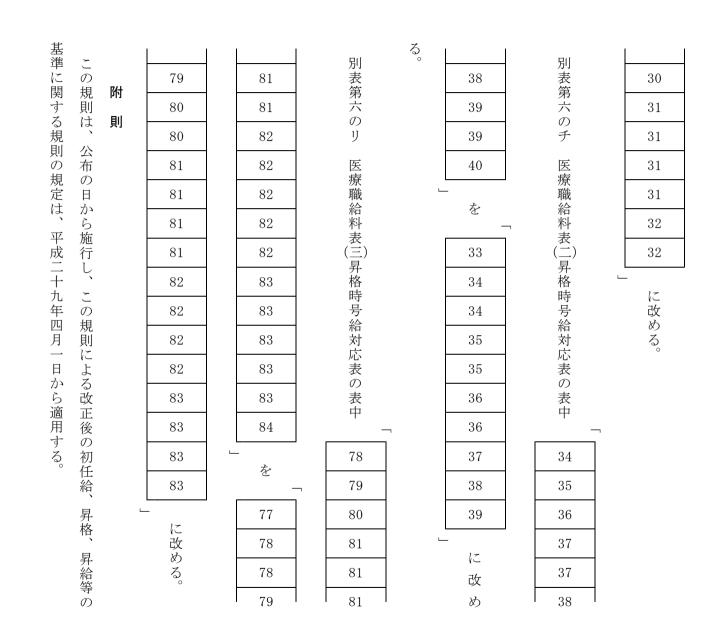
78	
79	
80	
81	
81	
82	

	教育職給料表二昇格時号給対応表及び別表第六のホ
	小学校
	中

別表第六の二

に改める。

1 1		1 1	1 1				に・	1	1 1	教
31	別 表	35	38	58	58	別 表	に改める。	66	67	育職
31	別表第六の	36	38	59	58	別表第六の	る。 -	66	68	員
				59	58	ハ の ヘ				料
31	۱ -	36			59			66	68	衣 昇
32	<u>医</u>	36	39	に、	59	研 究		67	68	格 時
32	職	36	39		59	職給		67	68	号 絵
32	料	37	39	34	60	料		67	68	対
33	文 (一)	37	39	34		衣 昇		67	68	教育職員給料表昇格時号給対応表中
33	「医療職給料表()昇格時号給対応表の表中	37	39	34	を	研究職給料表昇格時号給対応表の表中		67	69	中
33	号	38	40	35		給		67	69	66
	対	38		35	53	心		67	70	66
を -	応 「 表	38	を「	35	54	表 の		68	70	66
28	の 表	39	33	36	54	表 中		68	71	66
29	中	39	34	36	55			68		66
29	29	39	34	36	55	54		68	を「	66
29	29	39	34	37	56	55		68	65	67
29	29	_	34	37	56	56		68	66	67
30	30	に 24	35	37	57	57	-	68	66	67
30	30	に改める。	35	37	57	57		69	66	67
		್ಳ			58	57	L	09		
30	1 30		35	38	L		_		66	67



◎岡山県人事委員会規則第二十二号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県人事委員会委員長

義 郎

初任給調整手当に関する規則の 一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則 (昭和三十六年岡山県人事委員会規則第九号) \mathcal{O}

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

(第六条関係)

	38, 100	308, 300	368, 400	414, 300	12年以上13年未満
	39, 900	308, 300	368, 400	414, 300	11年以上12年未満
	41, 700	308, 300	368, 400	414, 300	10年以上11年未満
3, 000	43, 500	308, 300	368, 400	414, 300	9年以上10年未満
6, 000	45, 300	308, 300	368, 400	414, 300	8年以上9年未満
9,000	47, 100	308, 300	368, 400	414, 300	7年以上8年未満
12, 000	48, 900	308, 300	368, 400	414, 300	6年以上7年未満
15, 000	50, 700	308, 300	368, 400	414, 300	5年以上6年未満
18, 000	50, 700	308, 300	368, 400	414, 300	4年以上5年未満
21,000	50, 700	308, 300	368, 400	414, 300	3年以上4年未満
24, 000	50, 700	308, 300	368, 400	414, 300	2年以上3年未満
27, 000	50, 700	308, 300	368, 400	414, 300	1年以上2年未満
円 30, 000	円 50, 700	円 308, 300	円 368, 400	円 414, 300	1 年 未 満
る場場に	2 吳殿貝	3 種	2 種	1 種	期間の区分
	日 相 相 日	皿	項職	1	職員の区分

∞
73, 100
99, 100
117,000
135, 300
153, 300
170, 900
188, 200
205, 300
222, 900
236, 600
250, 500
264,000
278,000
291,800
295, 100
298, 400
301,700
305,000
308, 300
308, 300
308, 300

即

この規則は、 公布の日から施行し、 改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、

平成二十九年四月一日から適用する。

◎岡山県人事委員会規則第二十三号

末手当及び勤勉手当に関する規則 \mathcal{O} 部を改正する規則を次の ように定める。

平成二十九年十二月二十六日

山県人事委員会委員長 森

妄

別末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号)

の一部を次のように改正する。

五以上百分の百十五」に、 百三十」に改め、 第十三条第一 五以上百分の百四十一」 「百分の百三十 項第一号中 「百分の百二」 同 項第二号中 「百分の百十六・ 「百分の百五以 に改め、 一以上百分の二百十」を「百分の百四十 を「百分の百十二」に改める。 「百分の九十三・ 同項第三号及び第四号中 上百分の百七十」を 五以上百分の百三十 五以上百分の百五」 「百分の 「百分の を を 八十二 「百分の 「百分の 人上百分 百二十

「百分の五十五」 第十三条の二第一項各号中 に改める。 「百分の四十」を「百分の四十五」 に、 「百分の Ŧī. を

附則

 \mathcal{O} 規定は、 \mathcal{O} 規則 は、 平成二十九年十二月一 公布 0 日 から施行 日 か ら適用する。 改正後の第十三条第 項及び第十三条の二第一